

令和4年 第1回

福岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

(令和4年2月10日)

# 目 次

日時・場所	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
議事補助員	1
議事日程・会議に付した事件	1
開会・開議	3
日程第1 議席の指定	3
日程第2 議長の辞職について	3
追加日程 選挙第1号 議長の選挙	3
日程第3 会期の決定	4
日程第4 会議録署名議員の指名	4
日程第5 諸般の報告	5
日程第6 議案第1号 福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について	6
日程第7 議案第2号 福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について	6
日程第8 議案第3号 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	7
日程第9 議案第4号 令和3年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	9
日程第10 議案第5号 令和4年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	10
日程第11 議案第6号 令和4年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	10
日程第12 一般質問	17
日程第13 請願第1号 「75歳以上の医療費窓口負担2倍化」に関する請願	25
日程第14 請願第2号 「75歳以上の医療費窓口負担の2割化実施の凍結」と「後期高齢者医療制度保険料の大幅引き下げ」を求める請願書	25
日程第15 請願第3号 「75歳以上の医療費窓口負担の2割化実施を一旦凍結すること」について国への意見書提出を求める請願書	25
日程第16 請願第4号 「75歳以上の医療費窓口負担の2割化実施の凍結」を求める請願書	25
閉会	28
会議録署名	29

日時・場所

令和4年2月10日(木) 午後2時00分

博多サンヒルズホテル 2階 瑞雲の間

(福岡市博多区吉塚本町13番55号)

出席議員(24名)

2番 木畑 広宣	5番 山田 ゆみこ	6番 中山 郁美
7番 関 好孝	8番 松延 隆俊	9番 小林 義憲
10番 西田 正治	12番 福田 浩	15番 井上 澄和
16番 井本 宗司	17番 岡本 陽子	18番 原崎 智仁
19番 高木 典雄	21番 林 裕二	22番 松嶋 盛人
24番 笹栗 純夫	25番 木原 忠	27番 森山 浩二
28番 岡崎 邦博	29番 井上 利一	31番 境 公雄
32番 渡邊 元喜	33番 道 廣幸	34番 新川 久三

欠席議員(10名)

1番 中村 義雄	3番 有田 絵里	4番 尾花 康広
11番 田中 純	13番 加地 良光	14番 藤田 陽三
20番 有吉 哲信	23番 月形 祐二	26番 阿部 寛治
30番 田頭 喜久己		

説明員

広域連合長	二場 公人	副広域連合長	三浦 正
事務局長	米田 昭彦	事務局次長	齋村 隆一
会計管理者	原 房枝	総務課長	河口 晴好
保険課長	齋藤 渉	健康企画課長	久保田 伸児

議事補助員

書記 石松 昇	書記 青柳 詩帆
---------	----------

議事日程・会議に付した事件

日程第1	議席の指定
日程第2	議長の辞職について
追加日程	選挙第1号 議長の選挙
日程第3	会期の決定
日程第4	会議録署名議員の指名

日程第 5	諸般の報告	
日程第 6	議案第 1 号	福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について
日程第 7	議案第 2 号	福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について
日程第 8	議案第 3 号	福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第 9	議案第 4 号	令和 3 年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 0	議案第 5 号	令和 4 年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
日程第 1 1	議案第 6 号	令和 4 年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
日程第 1 2	一般質問	
日程第 1 3	請願第 1 号	「75 歳以上の医療費窓口負担 2 倍化」に関する請願
日程第 1 4	請願第 2 号	「75 歳以上の医療費窓口負担の 2 割化実施の凍結」と「後期高齢者医療制度保険料の大幅引き下げ」を求める請願書
日程第 1 5	請願第 3 号	「75 歳以上の医療費窓口負担の 2 割化実施を一旦凍結すること」について国への意見書提出を求める請願書
日程第 1 6	請願第 4 号	「75 歳以上の医療費窓口負担の 2 割化実施の凍結」を求める請願書

## ■開会・開議（午後２時００分）

○副議長（岡本 陽子） 皆さん、こんにちは。副議長の岡本でございます。本日は、阿部議長から欠席届が提出されておりますので、地方自治法第１０６条第１項の規定により私が議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

開会に先立ち、議員並びに傍聴の皆様申し上げます。本定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクの着用をお願いいたします。また、議場内の換気を図るため、会議中も議場出入口を開放したままとするなど、感染防止を踏まえた運営を行ってまいりますので、御了承ください。

それでは、ただいまから、令和４年第１回福岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

現在の出席議員数は、２２名でございます。議員定数は３４名で、定足数は１７名です。

よって、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付のとおりです。

## ■日程第１ 議席の指定

○副議長（岡本 陽子） 日程第１、議席の指定を行います。議席は、会議規則第４条第１項の規定により、現在、御着席の席をもって議席といたします。

## ■日程第２ 議長の辞職について

○副議長（岡本 陽子） 次に、日程第２、議長の辞職についてを議題といたします。阿部議長から、議長の辞職願が提出されております。

お諮りします。地方自治法第１０８条の規定により、議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。よって、議長の辞職を許可することに決定いたしました。

## ■追加日程 選挙第１号 議長の選挙

○副議長（岡本 陽子） お諮りします。ここで議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、ただいまから議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。よって、議長の選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。指名方法については、副議長において指名することとしたいと存じます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決定しました。

それでは、指名いたします。福岡県後期高齢者医療広域連合議会議長に、岡垣町議会の議長であります、27番、森山 浩二 議員を指名いたします。

お諮りします。森山 浩二 議員を議長の当選人と定めることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。よって、森山 浩二 議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました、森山 浩二 議員が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

それでは、森山議員、当選の御挨拶をお願いします。

○議長（森山 浩二） ただいま、議長に御推挙いただきました、遠賀郡岡垣町議会議長の森山 浩二でございます。精一杯務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○副議長（岡本 陽子） ありがとうございます。以上をもちまして、議長としての職務を終わらせていただきます。ここで議長と交代をさせていただきます。

### ■日程第3 会期の決定

○議長（森山 浩二） 日程第3、会期の決定を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、本日1日としたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決定しました。

### ■日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（森山 浩二） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、22番、松嶋 盛人 議員、28番、岡崎 邦博 議員を指名いたします。

## ■日程第5 諸般の報告

○議長（森山 浩二） 次に、日程第5、諸般の報告を行います。まず、議員異動の報告です。前回の定例会以降に、議員を辞職されました方、及び当選されました方は、お手元に配布しております「議員異動報告書」のとおりでございます。

次に、例月現金出納検査の結果報告です。お手元に配付のとおり、監査委員から「令和3年6月から令和3年11月までの例月現金出納検査の報告」がっておりますので、報告いたします。

次に、本日、議案説明のために、地方自治法第121条の規定により、広域連合長、その他の関係職員の出席を求めましたので、報告いたします。以上で「諸般の報告」を終わります。

次に、広域連合長から発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。

○広域連合長（二場 公人） 議長。

○議長（森山 浩二） 二場広域連合長。

○広域連合長（二場 公人） 皆さん、こんにちは。広域連合長の二場でございます。議員の皆様におかれましては、御多忙にもかかわらず御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

未だ一昨年からの新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、本県の後期高齢者医療制度につきましては、構成市町村の皆様の御協力により、円滑かつ安定的に運営することができており、改めて感謝申し上げます。

さて、本年から、いよいよ団塊の世代の方々が75歳を迎え始め、さらに現役世代が急速に減少を始める2025年が目前に迫っております。後期高齢者が増加する一方で、後期高齢者医療制度を支える現役世代が減少するという中、現在の社会保障制度を維持するためには、「健康寿命の延伸」や「医療費の適正化」などを図ることが大変重要であります。

広域連合といたしましても、市町村の皆様に御協力をいただきながら、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施など、引き続き積極的に推進し、「健康寿命の延伸」や「医療費の適正化」に努めてまいりたいと考えておりますので、今後とも御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日の定例会におきましては、「令和4年度予算」をはじめ、「令和3年度補正予算」や「条例改正」など6件の議案を提出しております。後ほど、提案理由の説明をさせていただきますが、皆様におかれましては、御審議の程よろしくようお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

- 日程第6 議案第1号 福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について
- 日程第7 議案第2号 福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について

○議長（森山 浩二） 次に、日程第6、議案第1号「福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について」及び、日程第7、議案第2号「福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について」の2件を、一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（米田 昭彦） 議長。

○議長（森山 浩二） 米田事務局長。

○事務局長（米田 昭彦） それでは、議案第1号と議案第2号について、一括して御説明させていただきます。表紙に「条例議案」と書いた資料で説明させていただきますので、御準備をお願いいたします。「条例議案」の1ページをお願いいたします。

まず、議案第1号「福岡県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正について」であります。提案理由を新旧対照表で御説明いたします。資料の3ページをお願いいたします。

内容は、法改正に伴う規定の整理であります。表右側の「現行」の欄を御覧ください。アンダーラインを付しておりますが、「第2条第2項」に規定する「特定独立行政法人」の箇所につきまして、独立行政法人通則法の改正に伴い、表左側の「改正案」のとおり、規定箇所を「第2条第4項」に、名称を「行政執行法人」に改めるものでございます。

条例改正文は2ページでございます。なお、施行日は、令和4年4月1日としております。以上が、議案第1号の説明であります。

続きまして、議案第2号について、御説明いたします。資料の5ページをお願いいたします。議案第2号「福岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について」であります。提案理由を新旧対照表で御説明いたします。資料の7ページをお願いいたします。

この条例改正も、法改正に伴う規定の整理であります。改正箇所にはアンダーラインを付しております。表の右側の欄を御覧ください。

第2条第3号ですが、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」につきまして、「個人情報の保護に関する法律」に一元化されることから、左側「改正案」の欄のとおり、当該「個人情報の保護に関する法律」に改めるものでございます。

次に、右の欄の第4条第2項第6号の部分の「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」につきまして、これも第2条第3号と同じく、左の欄のとおり、一元化される「個人情報の保護に関する法律」に改めるものでございます。

第11条第3項につきましては、号ずれが生じていることから、右の欄の第6号を、左の欄のとおり、第7号に改めるものでございます。



8 ページをお願いいたします。第 14 条第 2 号ウにつきまして、右の欄の「第 2 条第 2 項」に規定する「特定独立行政法人」についても、独立行政法人通則法の改正に伴い、左の欄のとおり、規定箇所を「第 2 条第 4 項」に、名称を「行政執行法人」に改めるものでございます。

9 ページをお願いいたします。第 26 条第 1 項第 2 号につきましては、条ずれが生じていることから、右の欄の「前条第 1 項」を、左の欄のとおり、「第 24 条第 1 項」に改めるものでございます。

第 43 条第 1 項第 1 号及び第 2 号につきましては、統計法の改正に伴い、右の欄の規定内容を、左の欄のとおり、改めるものでございます。

続く第 3 号については、右の欄に記載の「統計報告調整法」が、統計法に一元化されていることから、左の欄のとおり、削除するものでございます。

条例改正文は 6 ページでございます。なお、施行日は、個人情報の保護に関する法律の施行日と同じ令和 4 年 4 月 1 日としております。

以上で、議案第 2 号の説明を終わります。

○議長（森山 浩二） 議案第 1 号及び、議案第 2 号について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決いたします。

まず、議案第 1 号を採決いたします。本件について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

（賛成議員の起立。）

ありがとうございます。御着席ください。全員賛成です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 2 号を採決いたします。本件について、原案のとおり可決することに賛成の議員は、起立願います。

（賛成議員の起立。）

ありがとうございます。御着席ください。全員賛成です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

■日程第 8 議案第 3 号 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

○議長（森山 浩二） 次に、日程第 8、議案第 3 号「福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（米田 昭彦） 議長。

○議長（森山 浩二） 米田事務局長。

○事務局長（米田 昭彦） それでは、議案第 3 号につきまして、資料として「条例議

案」と、別冊の「議案に関する説明書」というものがありますが、この2冊を使って御説明いたします。恐れ入りますが御準備をお願いいたします。まず、「条例議案」の10ページをお開き願います。

議案第3号「福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」であります。提案理由を新旧対照表で御説明いたします。12ページをお願いいたします。改正箇所アンダーラインを付しております。

第9条に規定する保険料の所得割率については、対象年度を、右の欄の「令和2年度及び令和3年度」から、左の欄の「令和4年度及び令和5年度」に、所得割率を、右の欄の「100分の10.77」から、左の欄の「100分の10.54」に改めるものでございます。

第10条に規定する被保険者均等割額については、対象年度を、右の欄の「令和2年度及び令和3年度」から、左の欄の「令和4年度及び令和5年度」に、被保険者均等割額を、右の欄の「55,687円」から、左の欄の「56,435円」に改めるものでございます。

第11条に規定する保険料の賦課限度額については、政令で定める基準に従い、右の欄の「64万円」から、左の欄の「66万円」に改めるものでございます。

附則第3条及び第4条に規定する令和2年度における保険料の賦課額の特例については、対象期間が終了したことから削除するとともに、現行、附則第5条から附則第8条までを2条ずつ繰り上げるものであります。

条例改正文は11ページでございます。施行日は、令和4年4月1日としております。

引き続き、保険料率についての補足説明をさせていただきます。もう一つの資料の「議案に関する説明書」をお願いいたします。この3ページをお願いいたします。このページの下の方、【参考】として掲載している「一人当たり保険料額」について御説明いたします。

これは、低所得の被保険者に対する均等割額の軽減など、保険料の軽減制度を適用した後の、保険料率算定時の一人当たりの年額の平均保険料でありまして、令和2年度・3年度の8万2,509円に対して、令和4年度・5年度は8万1,731円であり、778円の減額となっております。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

○議長（森山 浩二） 議案第3号について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決いたします。本件について、原案のとおり可決することに賛成の議員は、起立願います。

（賛成議員の起立。）

ありがとうございます。御着席ください。賛成多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

■日程第9 議案第4号 令和3年度福岡県後期高齢者医療広域連合  
後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（森山 浩二） 次に、日程第9、議案第4号「令和3年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（米田 昭彦） 議長。

○議長（森山 浩二） 米田事務局長。

○事務局長（米田 昭彦） それでは、議案第4号について、御説明させていただきます。別冊の予算議案書をお願いいたします。その5ページをお願いいたします。

「令和3年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出予算の補正として、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4,968万4千円を増額して、歳入歳出それぞれ7,993億9,428万1千円とするとともに、債務負担行為の補正を行うものでございます。

補正の内容について、御説明させていただきます。6ページをお願いいたします。

まず、下段部分の歳出についてですが、特別高額医療費共同事業拠出金が確定したことに伴い、歳出予算に7,558万8千円の不足が生じたので、増額補正をすることとなります。なお、過去の決算実績の傾向から、拠出金額と同程度の特別高額医療費共同事業交付金が見込まれることから、財源として歳入予算に当該交付金を同額計上しております。

また、令和2年度決算における市町村負担金の精算により、市町村への返還金及び市町村からの追加の負担金が生じたため、歳入予算・歳出予算ともに、7,409万6千円を増額補正しております。なお、詳細につきましては、11ページ以降に事項別明細書を掲載しております。

7ページをお願いいたします。債務負担行為について、御説明いたします。

1「追加」につきましては、令和4年度及び令和5年度における保険料率の改定に併せて、ホームページで公開している保険料を試算できるサービスを、令和4年度の当初から利用できるようにするため、ホームページの改修委託料につきまして、限度額を38万5千円として債務負担行為の追加を行っております。

次に、2「変更」につきましては、「簡易申告書データ変換業務委託料」から「健康診査（歯科）受診券発行業務委託料」までの4件につきまして、業務委託における人件費の増等に伴いまして、当初予算で設定しておりました債務負担行為の限度額を追加する必要が生じたので、表に記載のとおり増額変更するものであります。

以上、議案第4号「令和3年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」についての説明を終わります。

○議長（森山 浩二） 議案第4号について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決いたします。本件について、原案のとおり可決することに賛成の議員は、

起立願います。

(賛成議員の起立。)

ありがとうございます。御着席ください。賛成多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

■日程第10 議案第5号 令和4年度福岡県後期高齢者医療広域連合  
一般会計予算

■日程第11 議案第6号 令和4年度福岡県後期高齢者医療広域連合  
後期高齢者医療特別会計予算

○議長（森山 浩二） 次に、日程第10、議案第5号「令和4年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び、日程第11、議案第6号「令和4年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」の2件を、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（米田 昭彦） 議長。

○議長（森山 浩二） 米田事務局長。

○事務局長（米田 昭彦） それでは、議案第5号と議案第6号について、一括して御説明させていただきます。これにつきましても、別冊の予算議案書で御説明いたします。御準備をよろしく願いいたします。

まず、議案第5号「令和4年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」の内容について、御説明いたします。21ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億6,359万9千円となっております。詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書に基づきまして、御説明いたします。28ページ、29ページをお願いいたします。

はじめに、歳入の主なものについて御説明いたします。1款1項1目「市町村負担金」では、構成市町村からの事務費負担金3億6,223万6千円を計上しております。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。30ページ、31ページをお願いいたします。

上段の1款1項1目「議会費」は、広域連合議会の運営に必要な経費でございまして、101万7千円を計上しております。費用の内訳につきましては、右端の説明欄に記載のとおりでございます。

下段の2款1項1目「一般管理費」では、広域連合職員の給与関係費2億7,562万8千円や庶務関係費822万2千円など、3億5,739万円を計上しております。

以上が、議案第5号「令和4年度一般会計予算」の説明であります。

続きまして、議案第6号「令和4年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」の内容について、御説明いたします。43ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,031億1,041万7千円となって

おります。また、債務負担行為、一時借入金、歳出予算の流用につきましても予算として定めております。詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書に基づき、御説明いたします。52ページ、53ページをお願いいたします。

歳入の主なものについて、御説明いたします。1款1項「市町村負担金」では、構成市町村からの事務費、保険料及び療養給付費の負担金1,407億7,218万6千円を計上しております。

2款1項「国庫負担金」では、療養給付費や高額医療費に対する国の負担分、1,958億10万2千円を計上しております。

2款2項「国庫補助金」は、広域連合間における被保険者に係る所得の格差による財政の不均衡を是正することを目的に交付される「普通調整交付金」と、災害などの特別な事情がある広域連合に対して交付される「特別調整交付金」が主なものでございまして、679億7,028万7千円を計上しております。

3款1項「県負担金」では、療養給付費及び高額医療費に対する県の負担分685億4,583万1千円を計上しております。

4款1項「支払基金交付金」は、現役世代からの支援金でございまして、3,198億5,103万4千円を計上しております。

なお、54ページに記載の繰越金についてですが、令和4年度・5年度の保険料率算定において、財源として見込んだ令和2年度・3年度における決算剰余金見込み160億円のうち、令和4年度の予算編成において財源調整として必要となった85億3,458万8千円を前年度繰越金として歳入予算に計上しております。

次に歳出の主なものについて御説明いたします。56ページ、57ページをお願いいたします。

1款1項1目「一般管理費」は、保険給付の事務執行に係る経費等でございまして、19億906万6千円を計上しております。主なものとしましては、市町村補助金関係費3億1,644万円や、レセプト点検関係費2億8,114万8千円、61ページに記載の電算関係費5億8,432万4千円などでございます。

62ページ、63ページをお願いいたします。2款1項1目「療養給付費」は、医療機関等に支払う医療給付でございまして、前年度と比べ、約248億円増の7,800億8,221万7千円を計上しております。

2款1項2目「訪問看護療養費」は、被保険者が居宅において訪問看護を受けた場合に支給するものでございまして、71億6,183万7千円を計上しております。

2款2項1目「高額療養費」は、医療費の自己負担額が高額となり、一定の基準を超えた場合に支給するものでございまして、73億2,098万9千円を計上しております。

2款2項2目「高額介護合算療養費」は、後期高齢者医療と介護保険の自己負担額の合計が高額となり、一定の基準を超えた場合に支給するものでございまして、11億9,

364万円を計上しております。

64ページ、65ページをお願いいたします。上段の3款1項1目「特別高額医療費共同事業医療費拠出金」は、著しく高額な医療費が発生した場合に、その費用を全国の広域連合が共同で負担する特別高額医療費共同事業への拠出金として、4億9,368万7千円を計上しております。

下段の4款1項1目「健康診査費」では、右の説明欄に記載のとおり、健康診査費として10億3,413万4千円、及び67ページに記載の歯科検診分として3,260万6千円を計上しております。

66ページ、67ページ中段の4款1項2目「その他健康保持増進費」は、健康診査以外の被保険者の健康保持増進のための事業等で、14億6,218万6千円を計上しております。主なものとしましては、被保険者に対する健康づくり啓発事業関係費3,101万1千円、69ページ記載の、市町村と連携して実施する「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業関係費」13億7,689万7千円などであります。なお、この「その他健康保持増進費」は、66ページ中段にありますように、前年度と比べ、3億6,358万6千円の増額となっておりますが、これは、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業関係費」が、実施市町村の拡充により事業費増となったことによるものです。

最後に、債務負担行為について御説明いたします。ページは戻りまして、46ページをお願いいたします。

これは、令和5年度以降に支出を要する経費で、令和4年度中に契約行為が必要なものについて設定するものであります。内容は、表の事項に明記している上段「被保険者証作成等業務委託料」から「健康診査（歯科）受診券発行業務委託料」までの13件になります。

以上で議案第6号「令和4年度後期高齢者医療特別会計予算」について、説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（森山 浩二） 議案第6号について、質疑の通告がございますので、これより質疑を行います。

質疑の回数は、会議規則第49条の規定により、同一議員につき3回までです。再質問を行う際は、挙手して「議長」とお呼びください。また、質疑の時間は、会議規則第50条第1項の規定により、同一議員につき、答弁時間を除き、3回合計で、10分以内としますので、御了承ください。1分前に予鈴を鳴らします。

○6番（中山 郁美） 議長。

○議長（森山 浩二） 6番、中山 郁美 議員。

○6番（中山 郁美） 私は、議案第6号、令和4年度福岡県後期高齢者医療特別会計予算について、質疑を行います。本議案は、議案第3号の条例改正による、第8期、つまり2022年度及び2023年度の保険料を前提として、2022年度の特別会計予

算を提案するものです。2年間にわたる戦いを経ても、未だに収束の目途が立たないコロナ禍において提案される新年度予算、とりわけその中において、被保険者の暮らしに直結する保険料設定が、妥当なのかを中心に質してまいります。

まず、保険料についてです。2020年度及び2021年度の保険料は、制度発足直後に比して、約1万円も高い82,509円となっています。当初から指摘された、上がり続ける保険料という問題が、現実のものとなっています。被保険者からは、収入が増えることのない私たちの保険料がなぜこんなに上がるのか、という怨嗟の声が広がっております。連合当局は保険料改定のたびに、高齢化の進展や医療費が伸びていること、さらには近年、国の軽減特例措置が廃止されることなどを理由に、一人当たり保険料の引上げを提案し、本議会においては、私どもの反対意見を押し切り、賛成多数で引上げが行われてきたのであります。そして今回、議案第3号によって所得割率については100分の10.77から100分の10.54へと引き下げるものの、均等割額については、55,687円から56,435円へと引き上げ、賦課限度額についても62万円から64万円へと引き上げることとされました。これらによって第8期の一人当たり保険料は、今期の82,509円からわずか778円引き下げて、81,731円となるというものです。

そこで、次期一人当たり保険料の引下げを、わずかなものにとどめようとしている理由について、お尋ねいたします。併せて、8万円を大きく超える一人当たり保険料は、引き続き高すぎるのではないかと思います。御所見を伺います。

次に、保険料負担を軽減する手立てについてです。65歳以上の障がい者と75歳以上の高齢者が、否応なしに組み込まれる本制度の被保険者には、低所得者が多く、国や県の財源措置が不十分であれば、保険料は上昇することが避けられません。それは制度発足時の最大の問題として指摘されていたことであります。しかし、懸念されたとおり、国や県は交付金等を十分に増額させず、保険料の上昇抑制は広域連合の独自の努力に委ねられてきたのであります。連合ができる独自努力としては、剰余金の活用、並びに基金の活用が挙げられます。

そこで、次期保険料設定において、上昇抑制に充てられようとしている剰余金、及び連合独自の運営安定化基金、並びに福岡県のもとにつくられている財政安定化基金はそれぞれいくらか、また活用後の基金残高はそれぞれいくらになる見込みなのか、答弁を求めます。

以上で1問目を終わります。

○議長（森山 浩二） 答弁を求めます。

○事務局次長（齋村 隆一） 議長。

○議長（森山 浩二） 齋村事務局次長。

○事務局次長（齋村 隆一） それではまず、保険料の引下げについての御質問にお答えいたします。保険料を決定する保険料率の算定に当たりましては、保険料の上昇を抑

制するため、令和3年度における運営安定化基金の取り崩し額約55億円を含む、決算剰余金見込み160億円を全額活用しており、その結果、軽減制度適用後の一人当たり平均保険料の年額が、改定前の82,509円から改定後は81,731円へと778円引き下がっております。被保険者数が年々増加する中で、一定の上昇抑制を実現しているものと考えてございます。

次に、一人当たり保険料が高すぎるのではないかという御質問にお答えします。福岡県では、医療機関数や医師数等の医療提供体制が全国水準を大きく上回り、一人当たり医療給付費が高くなっております。保険制度として負担と給付が連動することから、保険料も高い水準となっているものと考えております。

最後に、保険料の上昇抑制財源についての御質問でございます。剰余金は、繰り返しのようになりますが、160億円を全額活用し、運営安定化基金及び財政安定化基金については、令和4年度及び5年度における保険料上昇抑制財源としての活用は計画しておりません。また、両基金の今年度末の残高見込みは、本広域連合の運営安定化基金が約125億円、福岡県の財政安定化基金が約62億円でございます。

以上でございます。

○6番（中山 郁美） 議長。

○議長（森山 浩二） 6番、中山 郁美 議員。

○6番（中山 郁美） まず、保険料についてです。なぜわずかな引下げにとどめるのか、と私はお尋ねしましたが、次長は言い訳に終始されました。所得割率を下げたといっても、これは被保険者の平均所得が上があれば自然に下がるもので、別に連合の努力ではありません。そして均等割については、国の軽減特例の引下げが影響して上がったということになっておりますけれども、問題はここにあります。制度発足時からすると、この均等割は5,500円も高くなっております。しかし手立てを取れば、引き下げることは可能です。全体の保険料を引き下げるために、連合が独自に行う手立てが、不十分だということでもあります。

また、私は引き続き高すぎるのではないかとお尋ねしましたが、問題ないという姿勢を見せられました。もっと被保険者の声に耳を傾け、心を寄せるべきであります。厚労省は、新年度の年金を0.4%引き下げると発表しました。2年連続の引下げです。マクロ経済スライドをやめない限り、今後も増える展望はなく、多くの被保険者にとっての唯一の収入はさらに減り続けます。一方支出はどうでしょうか。コロナ禍においても消費税は10%のまま、そして現在原油高と連動して食料品等の必需品の値上げなど、物価高が進行しています。コロナのもと、外出控えで買い物もままならず、食事の外注や感染防止対策のためのマスクなどの出費もかさみ、支出を減らすことには限界があります。収入は減るのに支出はかさむ、もうどこにも削れるものはない、というのが多くの被保険者の声であります。

したがって、高すぎる保険料によって、今後、納付困難や生活困窮をさらに拡大させ



るのではないかと、御所見を伺います。

もともと、年金生活者が多い高齢者だけで構成する医療保険制度には、無理があることが目に見えていました。保険料が払える水準に抑えるためには、国が必要額を負担する仕組みが不可欠です。ところが国庫負担は、自然増分を削減し続けております。軽減特例までなくしてしまう。許し難い状況です。こんなことを続けていては、保険料を払えない人が増大し、医療を受ける権利が奪われていきます。

そこで、広域連合としては、後期高齢者医療への国の財政負担抑制は問題だという認識はあるのか、お尋ねいたします。

次に、保険料を引き下げる手立てについてです。福岡県における後期高齢者医療保険の財政は、決して逼迫しておりません。答弁によると、今期末までの剰余金は160億円、これは当然、全額次期保険料の抑制に充てるとのことですが、これだけ余らせてきたのであります。加えて、県が管理する財政安定化基金は62億円、広域連合所管の運営安定化基金は、今年度末に取り崩した上で、さらに125億円もの残高がある。この基金は、後期高齢者医療制度の円滑な運営に資するためのものであります。制度の円滑な運営のための最大の課題は、被保険者の保険料負担を軽くし、無理なく納めることができる水準に引き下げることであります。過去、本議会における答弁でも、保険料の調整財源として活用するとされております。

そこで、現在コロナ禍や物価上昇、年金削減の中、被保険者の保険料を引き下げる目的で運営安定化基金を活用することには、道理があるのではないかと、御所見を伺います。

以上で2問目を終わります。

○議長（森山 浩二） 答弁を求めます。

○事務局長（米田 昭彦） 議長。

○議長（森山 浩二） 米田事務局長。

○事務局長（米田 昭彦） まず、納付困難や生活困窮をさらに拡大させるのではないかと、との御質問にお答えします。後期高齢者医療制度における保険料額は、負担能力に応じた所得割額と、被保険者全員に均等に負担していただく均等割額で構成されております。所得割額は所得に応じて算出しております。一方、均等割額は、所得の低い被保険者の方に配慮して、7割軽減、5割軽減、2割軽減といった軽減制度が設けられており、令和3年度においても、全被保険者の約7割の方が、均等割額の軽減制度の適用を受けております。保険料の決定に当たっては、所得に応じた所得割額や、軽減制度を設けた均等割額により、被保険者の生活に配慮して、適切に算定されていると考えております。

次に、後期高齢者医療への国の負担抑制は問題ではないかと、との御質問にお答えいたします。国庫の負担金については、今現在、全世代対応型の社会保障制度の関係と一緒に議論する必要があると思っております。その中で、たとえば窓口負担の見直しとかが行われておりますが、この全世代型社会保障制度の構築の一環としましては、子どもに

係る国民健康保険料や保険税の均等割減額制度の導入と、それに対する国庫負担対応などの、子ども・子育て支援の拡充や、健康づくりの推進なども講じており、全ての世代で広く安心を支えていく制度への転換という目的を持って行っております。国庫負担については、この議論がどうしても必要になってくると考えております。

次に、保険料引下げ目的の基金の活用についての御質問にお答えいたします。保険料の算定に当たり、基金を活用して保険料を引き下げるとは、次の保険料の改定時期に、仮に基金を活用できないと、大幅な保険料の上昇を招くことが懸念されております。したがって、基金の活用については、中・長期的な視点で、保険料の上昇抑制を念頭に、計画的に活用していく必要があると考えております。

以上であります。

○6番（中山 郁美） 議長。

○議長（森山 浩二） 6番、中山 郁美 議員。

○6番（中山 郁美） 高すぎる保険料が、被保険者を困窮に陥れるのではないかという点については、言及されませんでした。しかし、ここを直視しないから、極めて不十分な引下げでよしとすることになるのであります。高齢者や障がい者である被保険者の生活実態をまるごと捉えれば、出ていくものは医療保険料だけではありません。介護保険料もある。これは減免があるとはいえ、対象となる人はごくわずかであります。介護サービスを受ければ1割の自己負担、医療機関で払う窓口負担もある。社会生活に関わる冠婚葬祭ではお包み、あるいは孫へのお年玉、被保険者の子どもの世帯が困窮状態であれば、孫の教育費への支援も必要かもしれない。高齢者が人間らしい生活を営む上では、これらの経費を削ることを心配することなく捻出できる、それが健全な社会であります。削ることのできない医療や介護の保険料が支出の中で大きな比重を占めれば、当然他の部分が節約、圧縮されてしまうことになり、重大な問題です。国の財政負担についても、必要だと言及をされませんでした。驚くべき答弁であります。いかに、この被保険者たちの声に応えていない現政権の姿勢を容認するかというのが浮き彫りになりました。

そこで、国に対しては国庫負担率の引上げを更に強く求めるべきではないか、答弁を求めます。併せて、国が責任を果たさないならば、住民の福祉の増進に責任を持つ、地方公共団体が、その穴埋めをする責任があります。したがって、余裕のある2つの基金を今こそ活用し、制度発足時並みに保険料を引き下げるべきではないか、答弁を求め、質疑を終わります。

○広域連合長（二場 公人） 議長。

○議長（森山 浩二） 二場広域連合長。

○広域連合長（二場 公人） まず、国に対し負担率の引上げを強く求めるべき、との御質問にお答えします。本広域連合も加盟する、全国後期高齢者医療広域連合協議会では、制度の基盤強化や持続性の確保を念頭に、国に対し継続的に財政支援の充実を要望

しているところでございます。一方で、国に公費負担の引上げを求めることは、被保険者をはじめ、現在、後期高齢者医療制度の財政の約4割を負担している現役世代を含む国民全体に、税としてさらなる負担を求めることを意味するため、社会保障制度全体の議論の中で、国民の理解が必要なものと認識しております。

次に、2つの基金の活用により保険料を引き下げるべき、との御質問にお答えします。令和4年度から、いわゆる団塊の世代が、後期高齢者である75歳に達し始め、今後益々、被保険者数の増加が見込まれるとともに、それと比例して、後期高齢者医療制度における医療給付費等の大幅な増大と保険料の上昇が見込まれます。

したがって、運営安定化基金につきましては、基金本来の目的である保険料の上昇を抑制する貴重な財源として、計画的に活用していくことが重要だと考えており、福岡県が管理する財政安定化基金につきましても、計画的な活用のため慎重に検討・協議をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（森山 浩二） 通告のございました質疑は、以上です。これにて「質疑」を終わります。討論の通告はございませんので、これより採決をいたします。

まず、議案第5号を採決いたします。本件について、原案のとおり可決することに賛成の議員は、起立願います。

（賛成議員の起立。）

ありがとうございます。御着席ください。賛成多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号を採決いたします。本件について、原案のとおり可決することに賛成の議員は、起立願います。

（賛成議員の起立。）

ありがとうございます。御着席ください。賛成多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

## ■日程第12 一般質問

○議長（森山 浩二） 次に、日程第12、一般質問を行います。質問の回数は、会議規則第57条の規定により、同一議員につき3回までです。再質問を行う際は、挙手して「議長」とお呼びください。

また、質問の時間は、会議規則第50条第1項の規定により、同一議員につき、答弁時間を除き、3回合計で、15分以内といたしますので、御了承ください。1分前に予鈴を鳴らします。

○6番（中山 郁美） 議長。

○議長（森山 浩二） 6番、中山 郁美 議員。

○6番(中山 郁美) 私は、医療費窓口負担の2倍化について、保険料の滞納処分について、並びにコロナに感染した自営業者への傷病手当について一般質問を行います。

まず、医療費窓口負担の2倍化についてです。昨年5月、自民、公明、維新の会などによって、渦巻く反対の声を踏みにじり強行採決された医療制度改定一括法によって、今年10月から、後期高齢者医療の窓口負担が、これまでの1割から2割へと2倍化されようとしています。対象は単身で年収200万円以上、どちらも75歳以上の夫婦で年収320万円以上とされており。これが実施されれば、病気やけがをするリスクの高い75歳以上の人々が、経済的理由で受診を我慢し、病状を悪化させることになりかねません。新型コロナ感染も収束が見えず、医療がこれまでも増して重要だということが浮き彫りとなり、とりわけ重症化しやすい高齢者の命を守るために、知恵と力が必要な時に、一方で高齢者を医療機関から遠ざける2倍化実施を進めるなど、愚作の極みだと言わねばなりません。

そこで、該当する被保険者数と、全体に占める割合、並びに実施による影響について、御所見を伺います。政府は2倍化の実施に当たり、急激な負担の増加を避けるためとして、配慮措置を設けるとしています。その配慮措置の内容と、効果についての御所見も併せて伺います。

そもそも、この2倍化は安倍政権時代に設けられた、全世代型社会保障推進会議の報告に基づき、社会保障費を抑え込み、公費負担を減らすために進められているものがあります。財界要求を背景に、新自由主義の自助・自己責任論を、露骨に高齢者医療に持ち込むものであります。この問題では2倍化の対象となる当事者だけにとどまらず、医療団体をはじめ、幅広い団体や個人から、実施中止の声が上がっています。

そこで、実施に反対している県民の声について、どのように受け止めているのか、お尋ねいたします。

次に、保険料の滞納処分についてです。後期高齢者医療の保険料負担は、先ほどの議案質疑でも触れたように、負担能力を超えた重いものとなっており、払いたくても払えない事態が深刻な形で広がっています。これは制度発足時からずっと続いている問題であり、ペナルティとして短期の保険証に切り替えられたり、財産を差し押さえられたりする被保険者は後を絶ちません。高齢者に対しこのような仕打ちが続けられていることに対し、本当に胸が痛みます。

そこで、直近の滞納者及び短期証の人数、並びに差押件数と金額についてお尋ねします。また、滞納の主な理由についてもお示し願いたいと思います。

次に、新型コロナに感染した自営業者への傷病手当についてです。新型コロナに感染し、休業を余儀なくされた後期高齢者被保険者に対しては、国民健康保険と同様に、傷病手当が支給されることになっています。しかし対象は被用者、つまり給料の支払いを受けている人のみとなっており、自営業者は外されている状況に、保険料は払っているのに、なぜ対象から外されるのか納得できないという声が寄せられております。

そこで、被用者には適用されるのに、自営業者には適用されないのはなぜなのか、説明を求めます。

以上で1問目を終わります。

○議長（森山 浩二） 答弁を求めます。

○事務局次長（齋村 隆一） 議長。

○議長（森山 浩二） 齋村事務局次長。

○事務局次長（齋村 隆一） まず1つ目に、医療費窓口負担についての御質問にお答えいたします。まず、該当する被保険者数と全体に占める割合、並びに実施による影響についての御質問でございますが、窓口負担割合の見直しによる2割負担の対象者数は、令和2年分の所得を用いる令和3年度保険料賦課における情報で試算した場合、本広域連合の被保険者の約18%にあたる約12万6,000人が該当すると見込んでおります。窓口負担割合が2割となる方は、一定の所得がある所得上位者でございます。また、配慮措置を実施することで、受診に関する影響は最小限に抑えるよう、国において制度設計がなされていると考えております。

次に、配慮措置の内容とその効果についての御質問でございます。配慮措置は、外来受診に係る窓口負担の増額が、最大でも月3,000円に収まるようにするもので、制度改正が施行される令和4年10月から令和7年9月までの診療分の3年間にわたり実施するものでございます。その効果は、国の試算によると、外来の年間の負担額が平均で約3万円増えるところを2万2,000円に抑えることができ、8,000円の負担が軽減されるとしております。また、配慮措置は、負担増となる被保険者のうち約8割の方が対象となる見込みとなっております。

次に、県民の声に対する受け止めでございます。窓口負担割合の見直しによる2割負担の導入は、全ての世代の方々が安心と信頼で支え合う、持続可能な社会保障制度を構築し、次の世代へ引き継いでいくために必要な制度改革だと認識しており、被保険者の皆様の理解を得るよう、周知・広報に努めてまいりたいと考えております。

2番目に、保険料の滞納処分についての御質問にお答えします。まず、直近の滞納者数及び短期証の人数、並びに差押件数と金額についてでございます。令和2年度末時点での滞納者数は、全被保険者数69万2,758人のうち、6,972人、率にして約1%となっております。令和3年11月時点の短期証の対象者数は、2,541人でございます。滞納処分は市町村の事務でございますけれども、令和2年度実績で、差押えは318件、額で6,238万4,453円でございます。

次に、滞納の主な理由でございます。市町村において常に把握しておりますけれども、急な入院や長期入院による納付遅れ、あるいは急な支出など、理由は様々となっております。

最後に、コロナ感染症に係る傷病手当金についての御質問でございます。傷病手当金が自営業者に適用されないのはなぜか、との御質問でございますけれども、傷病手当金は、

一般的には健康保険法等に基づき、公的医療保険の被保険者が疾病又は負傷により業務に就くことができない場合に、療養中の生活保障として保険者から給付を行うものですが、現在、本広域連合が支給している傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症への対策の一つとして、会社等に勤務する被用者が仕事を休みやすい環境を整備するため、被用者に限定して支給するよう国から要請されているものでございます。本広域連合における傷病手当金は、支給額全額を国が財政支援するという特例的な措置に基づき、一時的に制度化しているものであり、国が示している支給要件に基づき、自営業者の方については適用対象外としているところでございます。

以上でございます。

○6番（中山 郁美） 議長。

○議長（森山 浩二） 6番、中山 郁美 議員。

○6番（中山 郁美） まず、窓口負担の2倍化についてです。答弁によると約18%、12万6,000人の被保険者が、現在の2倍の負担を強いられることになるのとこととであります。その影響については、医療給付費が減少し、被保険者の保険料負担が抑制される一方で、被保険者にとっては一時的に受診を控えるなどの可能性があるかと、これまで答弁されてきた、その考えは今示されませんでした。病院で払うお金が高くなって、受診したいけど我慢するという事態が起こるということは、当然想定されることとであり、誰でも安心して受けられるという医療制度の根幹が壊されるということとであります。福岡市内で医療や介護などの事業を担っている公益社団法人 福岡医療団が、2020年から1年間にわたり75歳以上の方に実施した、医療費窓口負担増に関するアンケート調査に寄せられた472件の声からは、2倍化による深刻な影響が浮き彫りになっております。2割負担になると「困る」若しくは「かなり困る」が377名で80.6%、「少し困る」を含めると440名、94%の方が影響を心配し、「反対」は427名で90.9%に上っています。さらに深刻な回答として、2割負担になった場合の対応として、「病院の通院を減らす」が152件、「薬を減らす」が57件、「介護サービスを減らす」が27件ありました。また、「医療費以外を減らす」と回答した方も、減らすもので最も多かったのは「食費」、これで42名であります。

そこで、2倍化が実施された場合、受診抑制や生活への影響は計り知れず、該当者の命や健康が脅かされるのではないかと、御所見を伺います。

配慮措置については、負担増の上限は月3,000円までなどと説明されましたが、例えば膝の痛みなどで通院している場合は、配慮の対象にならず、年間32,000円の場合、いきなり64,000円に倍増します。関節症と高血圧性疾患で通院する場合、現在年間61,000円の負担額は、配慮措置でも年間97,000円となり、3年が経過したら、122,000円へと跳ね上がるのであります。このように、配慮措置については適用されないケースもあるなど、極めて不十分ではないかと、御所見を伺います。

次に、保険料の滞納処分についてです。滞納者数は約7,000人、そのうち約

2,500人が短期証に切り替えられ、300件以上、6,200万円が差押えを受けているということです。これで計算すると、1件当たりの差押金額は、約20万円ということです。大変心痛む仕打ちであります。減り続けていく預貯金が、無慈悲に差し押さえられる、その状況に直面したとき、当事者はどう感じられるでしょうか。そもそも年金が年18万円以上ある人は、年金天引きになるのが原則であり、口座の残高が不足していない限り滞納にはなりません。多くは手納めする低所得者のところで滞納が生じていると考えられます。滞納の理由については特に把握していないという状況ですが、払いたくても払えないという状況が主な原因だというのは想像に難くありません。滞納が発生したら、被保険者の家計や収入の状況に何か起きているのではないか、慢性的に困っているのではないかなど、心を寄せて把握し、場合によっては生活保護につなぐなどの手立てを取る、そのような対応ができないのか、疑問を感じるところであります。

そこで、滞納の理由も十分に把握しないまま、機械的なペナルティを与えるやり方は問題ではないか、答弁を求めます。

次に、コロナに感染した自営業者への傷病手当についてです。国の制度によって自営業者は対象外になっているとの答弁でした。しかし、同じように感染して仕事ができなくなっているのに、被用者は受けられて、自営業者は受けられないというのはあまりにも不平等、理不尽であります。75歳以上になっても生活するために重い体に鞭打って商売を続けている方々が、感染防止対策を取っていても感染してしまうことがあります。特にオミクロン株の猛威の中では、感染リスクは立場の違いに関係なく襲ってきています。そのような中でも、未だに傷病手当の対象者を被用者だけに限定していることに道理がないのではないかと御所見を伺い、2問目を終わります。

○議長（森山 浩二） 答弁を求めます。

○事務局長（米田 昭彦） 議長。

○議長（森山 浩二） 米田事務局長。

○事務局長（米田 昭彦） 医療費窓口負担についての御質問にお答えします。まず、受診抑制や生活への影響は計り知れず、該当者の命や健康が脅かされるのではないかと、この御質問ですが、窓口2割負担の導入は、一定の所得がある所得上位者が対象であり、また、配慮措置は、長期にわたり頻繁に受診が必要な方が、負担増により必要な受診が抑制されないよう導入されるものであると認識しております。

次に、配慮措置が適用されないケースもあり、極めて不十分ではないかと、この御質問ですが、配慮措置は、1か月の外来における窓口の負担増が3,000円以内のケースや、入院治療には適用されませんが、国の試算によると、入院に係る年間の負担増加額は平均で4,000円とされているほか、既に自己負担額の上限を超えているため新たな負担増が生じないケースもあり、負担増となる被保険者の約8割が配慮措置の対象となることと考え合わせると、十分配慮されているものと考えております。

次に、保険料の滞納処分についての御質問にお答えします。機械的なペナルティは問

題ではないか、との御質問ですが、保険料の納付に係る相談の機会を増やすことが重要であると考えて、短期証の交付を実施しております。差押えにつきましては、再三の納付催告に応じない滞納者に対し、実施しているものでございます。

次に、コロナに係る傷病手当金についての御質問にお答えいたします。傷病手当金の対象者を被用者だけに限定するのは道理がないのではないかと、との御質問ですが、今般の新型コロナウイルス感染症への対応としての傷病手当金の支給対象は被用者ですが、自営業者の方には、生活や事業に影響が出ている方を対象とした各種給付金や助成金、貸付制度など、様々な支援制度が、国や都道府県、市町村において設けられていることから、国の基準において自営業者の方は対象から除外されているものと認識しております。

以上であります。

○6番(中山 郁美) 議長。

○議長(森山 浩二) 6番、中山 郁美 議員。

○6番(中山 郁美) まず、窓口負担の2倍化についてです。これが強行された場合の影響について、国が決めたことだ、国が手立てを取るという答弁に終始されました。配慮措置についても、一定の効果があるどころか、十分配慮されているという国の立場を代弁されました。年収200万円の方が、所得上位者に位置づけられるという、大変、この制度そのものに怒りを感じるところであります。私は本議会で、この問題や軽減特例の廃止問題で、当局との間でたびたび議論をしてきましたが、その頃は影響が出ないように国に求める、慎重な対応を求めると、それなりに被保険者の立場を考慮した答弁がされてきました。しかしいずれも国段階で決定されてしまえば、連合は一気にトーンダウンし、粛々と進める立場に早変わりした。これでは当事者や現場の声が国の施策に反映されません。民主主義の根幹にも関わる問題です。憲法を順守する義務があるあなたがた公務員、そしてこの場に集う私たち連合議会議員の一人ひとりが、憲法ですべての国民に保障された、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利、生存権を奪おうとすることを国が決めたなら、これに異論を唱え、抗議し、撤回を求める、このような行動が求められるのではないのでしょうか。先に紹介したアンケートには、悲痛な声が寄せられています。「バスはステップが高くて乗れず、病院に行くのは毎回タクシーです。喘息なので重症になれば死に至ります。薬は絶対に外せません。今でも貯金を崩して大変です。」80代女性です。「高齢者にとって、医療は支出の中心を占めます。食費や他のことで我慢する以外にありません。高齢になるごとに不安が増大、長生きを喜ばません。これが社会全体に広まれば、高齢者は身を縮めて生きていかなければなりません。」70代後半の女性です。他にも、切なる不安の声がたくさん寄せられています。1割負担の今でも、後期高齢者の年収に占める医療費窓口負担は、現役世代の2ないし6倍の負担です。すでに不公平な状況であり、2倍化となればそれをさらに広げます。受診回数が増えていく高齢者に更に重りを強いるようなことになれば、必要な受診をこれまでで



上に妨げます。許されません。

したがって国に対し、窓口負担2倍化の中止を求めるとともに、県独自に負担増を生まない手立てを取るべきではないか、答弁を求めます。

保険料の滞納処分については、負担の公平性、これに基づいて再三の督促に応えないなどと、まさに悪徳な滞納者のようなことを言われましたが、そもそも負担の限界を超える保険料が強いられており、能力に応じた負担という応能原則を大きく踏み外しているのが、後期高齢者医療制度です。歪んだ制度の枠の中で、公平性を理由に強権的な取立てや、滞納へのペナルティを科すこと自体が大問題であり、許されるものではありません。

したがって、機械的な滞納処分をやめ、負担能力を踏まえた保険料と、親身な対応への転換を図るべきではないか、御所見を伺います。

最後に、傷病手当についてです。対象者は国が決めっていると、同じ答弁を繰り返されましたが、これまで体験したことのないコロナ禍という大災害に直面し、政府の予算も重なり、私たちの社会でいかに弱者に冷たい社会になっているのかが浮き彫りになりました。商売をしている方々には、自粛と休業が押し付けられ、保証は極めて不十分、一方でコロナに乗じて一部覇権大企業などはコロナ給付金事業の委託によらない、コロナ太りと言われるほど空前の大儲けを上げています。税金の使い方について、格差を正す方向で見直せば、自営業者への傷病手当の適用などすぐにでも実現できることです。

したがって、新型コロナに感染した自営業者を傷病手当の対象にするよう国に求めるとともに、実現までの間は、県独自にでも対象にすべきではないか答弁を求め、私の質問を終わります。

○議長（森山 浩二） 答弁を求めます。

○事務局長（米田 昭彦） 議長。

○議長（森山 浩二） 米田事務局長。

○事務局長（米田 昭彦） 先に私の方からは、保険料の滞納処分、及びコロナに係る傷病手当金について答弁させていただきます。

まず、機械的な滞納処分についての御質問ですが、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、短期保険証の交付は、保険料の納付相談の機会を増やすため実施しており、差押えは、被保険者間の負担の公平性を確保する観点から、必要なものであると考えております。

負担能力を踏まえた保険料への転換との御質問ですが、保険料率の算定は、医療給付の水準に応じて行くとともに、被保険者個々の保険料賦課に当たっては、所得に応じた均等割額の軽減や、所得割に応じた所得割額により決定しており、被保険者の負担能力に十分配慮しているものと考えております。

また、親身な対応への転換との御質問ですが、現在、市町村で実施している納付相談などを通じて、滞納者の事情を把握するとともに、保険料を納付することができない

個々の状況に応じて、きめ細かに対応することが重要だと考えており、引き続き実施してまいりたいと考えております。

次に、コロナに係る傷病手当金についての御質問についてお答えします。国に対し、自営業者への傷病手当金を求めるべきではないか、との御質問ですが、自営業者の方への傷病手当金の支給については、自営業者の方は被用者と異なり、収入減少の状況もさまざまに把握が難しく、所得補てんとしての適切な支給額の算出を必要とする、傷病手当金の支給対象とすることは困難であると国において示されており、本広域連合でも考えが同じことから、自営業者の方への傷病手当金の支給について国に求めることは考えておりません。

次に、広域連合独自で対象にすべきではないか、との御質問ですが、本広域連合における傷病手当金制度につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の一つとして、国から支給額全額の財政支援が行われることから、被用者を対象とする国の基準に沿って制度運用を行っており、本広域連合独自に傷病手当金の支給対象者を自営業者に拡大することは、状況把握や算出の難しさに加え、被保険者が負担する保険料に財源を求めることとなるため、極めて困難だと考えております。

私からは以上でございます。

○広域連合長（二場 公人） 議長。

○議長（森山 浩二） 二場広域連合長。

○広域連合長（二場 公人） 最後に私から、医療費窓口負担についての御質問にお答えいたします。国に対し、窓口2割負担導入の中止を求める、という質問でございますが、後期高齢者医療においては、令和4年度から、団塊の世代が75歳に達し始め、医療給付費の急激な増加が見込まれます。今後とも高齢化のピークに向かって、これを支える現役世代の負担が増えていくことが予想されるため、その負担増を緩和し、将来にわたって国民皆保険を維持する上で、今回の窓口負担の見直しは必要な改革だと認識しており、国に見直しの中止を求める考えはございません。

次に、本広域連合独自に負担増を生まない手立てをとるべきではないか、との御質問でございますが、本広域連合の単独事業では、財源を保険料に求めざるを得ず、所得上位者に限定した今回の見直しの趣旨に反し、低所得者の負担増にもつながりかねないことから、本広域連合において、独自の措置を実施する考えはございません。

以上でございます。

○議長（森山 浩二） 通告のごさいました質問は以上でありますので、これにて一般質問を終わります。

- 日程第13 請願第1号 「75歳以上の医療費窓口負担2倍化」に関する請願
- 日程第14 請願第2号 「75歳以上の医療費窓口負担の2割化実施の凍結」と「後期高齢者医療制度保険料の大幅引き下げ」を求める請願書
- 日程第15 請願第3号 「75歳以上の医療費窓口負担の2割化実施を一旦凍結すること」について国への意見書提出を求める請願書
- 日程第16 請願第4号 「75歳以上の医療費窓口負担の2割化実施の凍結」を求める請願書

○議長（森山 浩二） 次に、日程第13、請願第1号から、日程第16、請願第4号までの4件を一括議題といたします。

紹介議員に、請願の趣旨の説明を求めます。

○6番（中山 郁美） 議長。

○議長（森山 浩二） 6番、中山 郁美 議員。

○6番（中山 郁美） お許しを得ましたので、提出されております請願4本につきまして、紹介議員としてその趣旨の説明をさせていただきます。

まず、請願第1号についてです。これは全日本年金者組合福岡県本部、執行委員長 牧忠孝様より出されているものであります。この請願については、請願趣旨を読み上げさせていただきます。

「75歳以上の医療費窓口負担2倍化」に関する請願。請願趣旨、先の第204国会において「75歳以上の医療費窓口負担2倍化法案」が可決されたことは、私たち年金受給者にとってはきわめて深刻な打撃です。御承知のように、年金受給者の主な生活原資は年金です。しかしその平均受給月額が2017年時点で国民年金55,615円、厚生年金147,051円でした。この中から国民健康保険料や介護保険料、住民税などが天引きされ、光熱費、下水道料金などは毎月一定額の支出を免れません。多くの年金生活者は食糧費を切り詰め、教養・娯楽費・服飾費などを極端なまでに抑えています。75歳以上の高齢者に身体の故障が出てくるのは自然の摂理であり、病気がちとなり医療機関のお世話になる頻度が飛躍的に増えるのも当然です。いくつもの異なる症状を抱えている高齢者も珍しくありません。毎月の医療費が5,000円以上かかる人はごく普通であり、1ないし2万円を支出するケースも稀ではありません。これが2倍になるのです。

2倍化対象者は単身世帯で年収200万円以上、複数同居世帯で320万円以上の370万人だということですが、現在、月5,000円の場合でも2倍化では年間12万円です。大変な負担増です。生活費縮減と同時に受診抑制をせざるを得ない人々が2倍化実施によって激増することを深く懸念します。生きるために生きるための食費を削り、生きるための医療アクセスを抑制する事態は何としても防がなければなりません。

改正法は、対象者の範囲変更を政令で行うこととしました。さらなる対象者拡大が危惧されます。そして、請願事項については、2022年秋の改正法実施は凍結するよう、

国に意見書を提出してほしいということを求めるものであります。

続きまして、1つ飛びまして請願第3号、並びに第4号についてです。請願第3号につきましては、福岡県社会保障推進協議会、会長の田村 昭彦様より提出されております。これはただいまの第1号とほぼ同じ趣旨でありますけれども、とりわけコロナ禍の今、精神的にも経済的にも疲弊している高齢者、この実態を踏まえて、受診控えが進むことも考えられる、そして必要な医療が受けられなくなることを前提にされた負担増となっているという点を強調され、そして請願事項としては、同様に、2割化実施を一旦凍結するよう国に意見書を出すというものであります。

請願第4号につきましても、1号、3号と同じ趣旨でございますが、この公益社団法人福岡医療団、代表理事の舟越 光彦様より提出をされております。この医療団の請願につきましては、私が一般質問でも取り上げましたけれども、独自に実施をされた75歳以上の後期高齢者の医療費窓口負担に関するアンケート調査、これに基づいて、2割負担になると「困る」「かなり困る」が80.6%、「反対」が90.9%だったという結果を紹介されております。さらに最も深刻な回答は、2割負担になった場合「病院の通院回数を減らす」、これが152件、「薬を減らす」57件、「介護サービスを減らす」27件だったということを紹介した上で、高齢者へのこれ以上の医療費負担の増加は、受診抑制を一層深刻化させ、患者の重篤化を引き起こすなど、命に直結する問題だということを述べられております。その上で国に対して2割化の実施凍結を求める意見書を出す、これが請願の内容であります。

最後に、請願第2号であります。福岡・佐賀民医連共同組織連絡会、会長の吉久 安則さんからの提出であります。ただいまの3本の請願と同様に、2割化、2倍化の導入によって高齢者が苦境に立たされるということを強調されるとともに、保険料の高い問題についても述べられておまして、その高い保険料が払えなく、滞納になっている高齢者の深刻な実態として、短期保険証に置き換えられる問題、資産が差し押さえられる問題、こういった点を挙げられた上で、保険料の大幅引下げを実施するということと、併せて2倍化の実施を凍結するよう国に求める意見書を提出してほしい、こういう趣旨でございます。

4本とも高齢者の実態に鑑み、大変切実な請願であります。ぜひ議員各位の御賛同をお願いして、趣旨説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（森山 浩二） これら請願に対する執行部の参考意見を求めます。

○事務局次長（齋村 隆一） 議長。

○議長（森山 浩二） 齋村事務局次長。

○事務局次長（齋村 隆一） それでは、お手元の資料によりまして、執行部の参考意見を申し上げさせていただきます。まず、請願第1号から第4号までの請願項目、2割窓口負担導入の凍結について国に意見書を提出することでございます。

後期高齢者医療制度は、窓口負担を除いた医療給付費のうち、約5割が公費、約4割

が現役世代からの支援金、約1割が被保険者からの保険料で財源が構成されており、国民の相互扶助と社会連帯の考え方にに基づき、全ての世代の負担により支えられております。

一般質問でも答弁いたしました。窓口負担割合の見直しによる2割負担の導入は、令和4年度から、団塊の世代が75歳に到達し始め、医療給付費の急激な増加が見込まれる中、後期高齢者医療制度を支援金により支えている現役世代の負担増を抑制し、全ての世代の方々が安心と信頼で支え合う持続可能な社会保障制度を構築し、次の世代へ引き継いでいくために必要な制度改革だと認識しております。

窓口2割負担の対象者でございますが、被保険者の約18%を占める所得上位者の方々と、また、制度の開始から3年間は、外来受診に係る1か月の負担増が最大でも3,000円に収まるよう配慮措置が設けられ、その対象者は、負担増となる被保険者の約8割が該当するなど、必要な受診が抑制されることのないよう国において制度設計がなされております。

本広域連合においては、今回の見直しについてしっかり周知を行うとともに、適切な運用に努めてまいります。

次に請願第2号のうち、請願項目、保険料の大幅な引下げについてでございます。繰り返しになりますが、後期高齢者医療制度の財源は、窓口負担を除いた医療給付費のうち、約5割が公費、約4割が現役世代からの支援金、残り約1割が被保険者からの保険料で構成されております。後期高齢者医療制度の被保険者数は、高齢化の影響により年々増加の一途をたどっており、これに伴い、医療給付費並びにその財源となる公費及び現役世代からの支援金も増加が続いています。

保険料につきましては、2年に1度、料率の改定を行っております。保険料の上昇を抑制するため、決算剰余金及び本広域連合の運営安定化基金を活用しております。

質疑でも答弁いたしたとおり、令和4年度及び5年度の保険料率については、令和2年度及び3年度の決算剰余金見込み160億円を全額活用することで、軽減制度適用後の一人当たり保険料の年額が、改定前の82,509円から81,731円へと778円引き下がっており、運営安定化基金の取り崩しは計画しておりません。

令和4年度からは、団塊の世代が後期高齢者となり始め、医療給付費の急激な増加が見込まれるため、運営安定化基金は、令和6年度以降に予想される保険料の大幅な上昇を抑制するための財源として活用することを計画しております。

したがって、令和4年度及び5年度における運営安定化基金の活用につきましては、令和6年度以降における保険料の急激な上昇に対応できなくなるため、予定しておりません。また、福岡県が管理する財政安定化基金につきましても、同様に計画的な活用のため慎重に検討・協議してまいります。

以上でございます。

○議長（森山 浩二） これより採決をいたします。まず、請願第1号「75歳以上の

医療費窓口負担2倍化」に関する請願」の採決をいたします。

お諮りします。請願第1号を採択することに賛成の議員は、起立願います。

(賛成議員の起立。)

ありがとうございます。御着席ください。賛成少数です。

よって、請願第1号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第2号「「75歳以上の医療費窓口負担の2割化実施の凍結」と「後期高齢者医療制度保険料の大幅引き下げ」を求める請願書」の採決をいたします。

お諮りします。請願第2号を採択することに賛成の議員は、起立願います。

(賛成議員の起立。)

ありがとうございます。御着席ください。賛成少数です。

よって、請願第2号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第3号「「75歳以上の医療費窓口負担の2割化実施を一旦凍結すること」について国への意見書提出を求める請願書」の採決をいたします。

お諮りします。請願第3号を採択することに賛成の議員は、起立願います。

(賛成議員の起立。)

ありがとうございます。御着席ください。賛成少数です。

よって、請願第3号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第4号「「75歳以上の医療費窓口負担の2割化実施の凍結」を求める請願書」の採決をいたします。

お諮りします。請願第4号を採択することに賛成の議員は、起立願います。

(賛成議員の起立。)

ありがとうございます。御着席ください。賛成少数です。

よって、請願第4号は、不採択とすることに決定いたしました。

以上で、議事日程は、全て終了いたしました。

お諮りします。本定例会において可決された各案件については、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、会議規則第39条の規定により、これを議長に委任願いたいと存じます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。よって、本定例会において可決された案件の条項等の整理については、議長に委任することに決定いたしました。

## ■閉会（午後3時41分）

これをもちまして、令和4年第1回福岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

会議録署名

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議長

森山 浩二

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員

松嶋 盛人

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員

岡崎 邦博